

# 会津大学大学開放企画委員会規程

(2006年4月1日規程第17号)

## (趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（以下「運営組織規程」という。）第26条の規定に基づき、大学開放企画委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 公開講座の企画、運営に関すること。
- (2) その他大学開放活動に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学科及び各専攻ごとに選出されたそれぞれ1名の委員
- (2) 文化研究センター及び語学研究センターごとに選出されたそれぞれ1名の委員
- (3) 学長が指名する委員

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長をおく。委員長は学長の指名した者とする。

## (議長)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

## (会議)

第7条 委員会は委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第8条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

## (庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、事務局企画連携課で行う。

## (補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

## 附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2009年5月20日から施行する。

## 附 則

この規程は、2013年3月4日から施行する。

## 附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。